

犬山市ホームページ広告掲載に関する契約書

犬山市（以下「甲」という。）と 広告主 ○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、犬山市ホームページのトップページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し契約を締結するものとする。

（目的）

第1条 甲は、乙が提出し、審査、承認されたバナー広告（以下「広告」という。）を市ホームページに掲載し、乙は、甲にその対価として広告掲載料を支払うものとする。

（広告掲載期間及び使用枠数）

第2条 広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までの○○か月とし、使用枠数は、1枠とする。

（広告掲載料）

第3条 広告掲載料は、金○○○,○○○円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額○○,○○○円を含む。）とする。

（広告掲載料の納入）

第4条 乙は、広告掲載料を甲の発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納入期限までに納入するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第5条 乙は、広告原稿を自己の負担により作成するものとする。

2 乙は、広告原稿データを当該広告掲載期間の初日の4営業日前までに、甲が指定した方法により提出するものとする。

（広告掲載の時刻）

第6条 甲は、広告掲載期間の初日の午前2時に広告を掲載するものとする。

2 甲は、広告掲載期間の末日の翌日の午前2時に広告を削除するものとする。

（広告主の責任）

第7条 乙は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 乙は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

3 乙は、広告掲載に関連して甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（要綱及び基準の遵守）

第8条 乙は、甲が提示する犬山市広告掲載事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び犬山市広告掲載基準（以下「基準」という。）を遵守しなければならない。

（広告内容の修正指示）

第9条 甲は、広告内容が要綱及び基準に反すると判断したときは、乙に対して広告内

容の修正を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告内容の変更)

第10条 乙は、自己の都合によりバナー画像を変更するときは、事前に甲と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

2 乙は、自己の都合によりリンク先のWEBページの内容を大きく変更したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料が、甲が指定する期日までに納入されないとき。
- (2) 広告原稿が、甲が指定する期日までに提出されないとき。
- (3) 広告原稿が、承認された広告案と著しく相違するとき。
- (4) 公益上の理由により、甲が広告媒体を使用する必要性が生じたとき。
- (5) 第9条第2項に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が広告掲載を行うことが適当でないことを認めるとき。

2 甲は、広告掲載の取消しを決定したときは、乙に通知するとともに、この契約を解除することができる。

3 本条の規定により契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納入済みの広告掲載料を違約金とし、乙に還付しない。

(広告掲載の取下げ)

第12条 乙は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 乙は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により甲に申し出なければならない。

(広告掲載の中止)

第13条 甲は、この契約締結後、乙の責めによらない社会状況の変化等により、広告を掲載することが不相当と判断したときは、広告掲載を中止することができる。

(契約の解除)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により甲に催告したうえで、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (2) この契約の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

2 前項に定める場合のほか、甲乙協議のうえこの契約を解除することができる。

(広告掲載料の還付)

第15条 納入された広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、乙の責めに帰すことのできない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 次の各号に掲げる場合により甲が市ホームページの運営を一時停止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災地変その他の非常事態が発生した場合

3 第1項ただし書の規定により還付する金額は、当該広告掲載料とし、還付金には利息を付さない。

(事故発生時の報告)

第16条 乙は、この契約に関し、事故その他契約を履行し難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(信義誠実の義務)

第18条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えは、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田拓郎 印

乙

印

仕様書

1 広告の掲載位置

バナー広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

※トップページの改版などにより、掲載位置が変更される場合がある。

2 規格

サイズ：縦50ピクセル×横150ピクセル以内

ファイル形式：J P E G , G I F (アニメーション、移動不可)

3 広告原稿データの作成及び提出

(1) 文字・イラストなどデザインについては、見やすくすること。

(2) 犬山市が直接広告をしていると誤解を与えるようなデザイン、文字、ロゴ、字体などは使用しないこと。

(3) バナー全体に対する代替テキストを簡潔に記述すること。

※ 代替テキストとは、視覚障害者などが読み上げソフトを使用した場合に読み上げられるテキストのこと。

(4) 閲覧者に誤解を与えたりするおそれのある表現は避けること。

<例>・「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

・アラートマーク

・ラジオボタン

・テキストボックス（入力できるように見えるもの）

・プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(5) リンク先のWEBページ内に広告主の連絡先を明記すること。

(6) 電子メールに添付して提出すること。難しい場合はCD-R等の記録媒体による提出も可能とするが、その場合は記録媒体の返却はしない。

<送信先> 010201@city.inuyama.lg.jp

4 広告原稿にイラスト、写真、ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。